

「第3弾 みんなで応援商品券」取扱い加盟店募集要項

(令和4年度 高山市プレミアム付き商品券)

1. 登録資格

高山市において取扱い加盟店として登録できる事業者は、高山市内に本店（本社）を有し、市内で事業を営む者とする（大手地元食料品店も登録可能）。消費者の混乱を防ぐため、すべての商品（特売品、値引き商品等含む）に利用できるものとする。ただし「7. 取り扱えない商品」に該当するものを除く

※高山市内の事業者がフランチャイズ契約等により店舗展開を行っている場合は、登録時にその経営実態が把握できる契約書等の証拠書類（写し）を提出すること。（前回提出した事業者は不要）

2. 加盟店登録の申し込み

加盟店として登録を行おうとする事業者は、「申請書兼誓約書」を高山市プレミアム付き商品券委員会（以下「委員会」という。）に提出することにより、加盟店登録を申し込むこととする（加盟店登録料は無料）。

申し込みは、インターネットによるWEB申請もしくは、高山市役所、高山商工会議所、高山北商工会、高山西商工会、高山南商工会の窓口へ申請するものとする。

窓口における申し込みは令和4年6月1日（水）から開始し（土日祝を除く）、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

令和4年6月23日（木）午後5時までの申し込み分について、加盟店一覧（冊子）に掲載する。なお、これ以降も9月30日（金）までは加盟店登録は可能。高山商工会議所ホームページにて、加盟店情報を随時更新する。

支店等の複数店舗で加盟する場合は、店舗ごとに加盟店登録を申し込むこととする。

3. 加盟店登録

委員会は、「2. 加盟店登録の申し込み」により申し込みがあった事業所が登録資格を有することを確認の上、当該事業者に対し、取扱加盟店登録証、商品券見本（一般用と大手地元食料品店併用の2種類）と、加盟店であることを表示するポスターを交付する。インターネットによるWEB申請の場合、加盟店登録証、商品券見本、加盟店表示ポスターは後日郵送する。

ポスターは加盟登録事業所1店舗につき2枚交付する。

さるぼぼコインの商品券の取り扱い店舗となるためには、飛騨信用組合のさるぼぼコインの加盟店であること、もしくは加盟申込手続きを実施中であることを必要とする。

紙の商品券の取り扱いをせず、さるぼぼコインの商品券のみを取り扱う加盟店となることはできない。

(注意) 加盟店登録申請書兼誓約書は御社で1部コピーして保管ください。

4. 加盟店登録の取り消し

加盟店が、本要項に違反する行為を行った場合、委員会は当該加盟店の登録を取り消し、その旨を公表するものとし、悪質な場合は当該加盟店に対し損害賠償請求ができるものとする。

5. 商品券の使用期間

商品券の発行総額面は12億7千5百万円とし、**商品券の使用期間はさるぼぼコインの商品券は令和4年7月6日（水）から令和4年9月30日（金）まで、紙の商品券は令和4年7月13日（水）から令和4年9月30日（金）までとする。**

6. 商品券の取扱い

加盟店は、**令和4年9月30日（金）までに限り、商品券支払額相当の物品の販売または役務の提供を行う。**

7. 取り扱いえない商品

- ・国や地方自治体への支払い（税金、手数料、使用料など）
- ・電気、水道、ごみ処理券、公共サービス料金、NHK受信料
- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- ・換金性、投機性の高いもの（ビール券、図書カード、ギフト券等の各種商品券（電子マネーを含む）、切手、乗車券（回数券、定期券）、プリペイドカードなど）
- ・商品券の使用期間前に購入した商品、サービスに対する債務、期間の特定ができない債務の支払い（商品券使用期間内での商品・サービスにかかる債務については使用可能）（※）
- ・出資、利息、損害金、金融商品（宝くじなど）、資産形成、家賃、地代、駐車場など不動産にかかる支払い
- ・期間内にすべての商品・サービスの提供を受けないもの（回数券・年会費等）
- ・車検時の法定費用（自賠責保険料、印紙、自動車重量税）および任意保険料
- ・生命保険料、損害保険料などの保険料の支払い
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

（※）掛け売り等における商品券使用の注意点について

商品購入日、請求書発行日、支払い日のすべてが商品券の使用期間内でないと商品券の使用はできない。



8. 換金方法

(1) 紙の商品券

商品券を取得した加盟店は、商品券の裏面に店名および住所を記入し、申請書に記載した指定金融機関に換金を申し出るものとする。

換金の申し出を受け付けた指定金融機関は、商品券の額面を加盟店の指定した口座に振り込むものとする。なお、商品券の枚数が多い場合について、入金日が翌営業日以降となる場合がある。

換金の申し出期限は令和4年10月31日（月）までとする。

換金手数料は無料とする。

(2) さるぼぼコインの商品券

さるぼぼコインの払い戻し方法と同様の方法にて実施する。

払戻手数料は、口座入金時に差し引かれるが、換金期間終了後に、さるぼぼコインの商品券による売上金額に対応する手数料（送金手数料を含む）について返金する。そのため、**さるぼぼコインの商品券による売上金額に対応する手数料は実質無料**となる。

手数料が返金される払い戻し（送金）の申請期限は令和4年10月31日（月）までとし、令和4年11月1日以降に払戻または送金した際の手数料については、令和4年7月6日から令和4年10月31日までの払戻と送金の総額がさるぼぼコインの商品券による売上金額合計よりも少ない額であった場合であっても、返金の対象にならない。

返金される手数料は、換金期間中に払戻手数料と送金手数料が混在する場合は、払戻手数料を優先する。

9. 紙の商品券の換金指定金融機関

委員会の指定する金融機関は、**高山信用金庫、飛騨信用組合、十六銀行、大垣共立銀行、飛騨農業協同組合**の高山市内の各本・支店とする。

10. 加盟店の責務

加盟店は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 加盟店であることが消費者にわかるよう、見やすい場所に委員会が交付するポスターの掲示を行うこと（ポスターの複写利用可）。
- (2) 商品券の使用期限（令和4年9月30日）まで加盟店を脱退しないこと。さるぼぼコインの商品券を使える加盟店となった場合は、飛騨信用組合のさるぼぼコインの加盟店から脱退しないこと。
- (3) 通常の注意をもってすれば偽造されたとわかる商品券、不正に使用されていることが明らかかな商品券は受け取りを拒否すること。その際、その事実を委員会に報告すること。
- (4) 受け取った商品券を別の加盟店で使用しないこと。
- (5) **自ら商品券を購入し自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。**